

経済センサス基礎調査規則の一部を改正する省令案について

1 改正の背景

経済センサス基礎調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）は、経済センサス基礎調査規則（平成20年総務省令第125号）の定めるところにより、事業所の事業活動及び企業の企業活動の状態を調査し、事業所母集団データベース等の母集団情報を整備するとともに、我が国における事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本的構造を全国的及び地域別に明らかにすることを目的として実施している。

本調査を平成26年に実施するに当たり、社会・経済情勢の変化等を踏まえ、調査事項、調査方法等を見直したことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の概要

調査事項の追加等、調査方法の変更などを行うため、所要の改正を行うものである。

【本則】

(1) 調査対象の変更（第5条関係）

東日本大震災の影響により調査実施が困難な地域にある事業所を調査対象から除外

(2) 調査事項の追加等（第7条関係）

単独事業所・本所・支所の別、事業に係る売上金額等の合計額及び組織全体の事業に係る売上金額等の合計額の追加等

(3) 調査方法、報告義務、報告方法及び調査票等の提出等の変更（第8条、第12条、第13条、第14条及び第15条関係）

事業所及び企業の規模等に応じた調査方法の見直し

【附則】

(1) 商業統計調査との同時実施（第2項関係）

平成26年商業統計調査（統計法に基づく基幹統計調査）との同時実施

(2) 工業統計調査及び特定サービス産業実態調査の調査票情報からの転写（第3項及び第4項関係）

事業に係る売上金額等について、平成25年工業統計調査（統計法に基づく基幹統計調査）及び平成26年特定サービス産業実態調査（統計法に基づく基幹統計調査）の調査票情報からの転写により、報告したものとみなす

(3) 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部改正（第5項関係）

情報通信技術の利用を用いて報告できる事業所の対象範囲の変更に伴う所要の改正

3 施行期日

公布の日から施行する。